

(記載例：貨物船又は旅客船の場合)

時間外労働に関する労使協定書

使用者：株式会社 国土船舶 と船員代表者：〇〇組合 は、
船員法第64条の2に規定する時間外労働に関し、次のとおり協定する。

1. 時間外労働をさせる必要がある具体的事由

- ・ 荒天による運航スケジュールの遅れ
- ・ 運航スケジュールの変更

2. 対象となる船員の職務及び員数

国土丸（一般貨物船、総トン数 699G/T）

- ・ 船長 1名
- ・ 機関長 1名
- ・ 甲板部職員 3名、甲板部部員 2名
- ・ 機関部職員 1名、機関部部員 1名

3. 作業の種類

- ・ 航海当直作業、入出港作業、荷役作業、保守整備作業、事務作業等通常の運航作業
- ・ 船長にあっては、上記のほか船舶の運航管理及び船員の労務管理に関する業務

4. 労働時間の制限を超えて作業に従事させることができる期間及び時間数の限度

- ・ 期間は協定書の有効期間とする。
- ・ 時間数の限度は1日6時間以内、4週間あたり56時間を限度とする。かつ、総労働時間が1日14時間、1週間72時間の上限を超えないものとする。ただし、船長にあっては、この限りではない。

5. 4の期間及び時間数を遵守させるための措置

- ・ 必要な乗組員を確保する。
- ・ 労働時間管理人を指名し、労働時間を適切に管理させる。
- ・ 船内記録簿をもとに労働時間を減らすよう作業分担を見直す。

6. 協定書の有効期限

- ・ 成立の日から3年とする。

協定の成立年月日 平成25年 3月 1日

使用者：株式会社 国土船舶
代表取締役 海事 次郎 取締役

船員代表者：〇〇組合 □□支部長 船員 次郎 部長印

(記載例：貨物船又は旅客船の場合)

補償休日の労働に関する労使協定書

使用者：株式会社 国土船舶 と船員代表者：〇〇組合 は、
船員法第65条に規定する補償休日の労働に関し、次のとおり協定する。

1. 補償休日の労働をさせる必要がある具体的事由

- ・ 荒天による運航スケジュールの遅れ
- ・ 運航スケジュールの変更

2. 対象となる船員の職務及び員数

国土丸（一般貨物船、総トン数 699G/T）

- ・ 船長 1名
- ・ 機関長 1名
- ・ 甲板部職員 3名、甲板部部員 2名
- ・ 機関部職員 1名、機関部部員 1名

3. 作業の種類

- ・ 航海当直作業、入出港作業、荷役作業、保守整備作業、事務作業等通常の運航作業
- ・ 船長にあっては、上記の他船舶の運航管理及び船員の労務管理に関する業務

4. 労働をさせることができる補償休日の日数の限度

- ・ 基準労働期間内について、1週間において1日与えられる休日であって補償休日以外のもの日数及び補償休日の日数を合計した3分の1を限度とする。

5. 4の期間及び時間数を遵守するための措置

- ・ 必要な予備船員を確保する。
- ・ 労働時間管理人を指名し、労働時間を適切に管理させる。

6. 協定書の有効期限

- ・ 成立の日から3年とする。

協定の成立年月日 平成25年 3月 1日

使用者：株式会社 国土船舶
代表取締役 海事 次郎 取締役

船員代表者：〇〇組合 □□支部長 船員 次郎 部長印

(記載例：貨物船又は旅客船の場合)

休息時間の分割（回数増加）に関する労使協定書

使用者：株式会社 国土船舶 と船員代表者：〇〇組合 は、
船員法第65条の3の休息時間の分割に関し、次のとおり協定する。

1. 特別な方法により休息時間を分割する必要がある具体的事由
 - ・狭水道通過時等に航海当直員数を増加するため
2. 対象となる船員の職務及び員数
国土丸（一般貨物船、総トン数 699G/T）
 - ・船長 1名
 - ・機関長 1名
 - ・甲板部職員 3名
 - ・機関部職員 1名
3. 作業の種類
 - ・航海当直作業、入出港作業
 - ・船長にあつては、上記のほか船舶の運航管理及び船員の労務管理に関する業務
4. 特別な方法により休息時間を分割することができる期間の限度及び1日についての分割の回数の上限
 - ・期間は、協定書の有効期間で、1週間のうち2日を超えないものとする。
 - ・1日について10時間以上の休息時間を確保するとともに、当該時間について3回を上限として分割する。かつ、分割された休息時間の付与は、別添勤務表による最も長い休息時間は連続した6時間以上とし、残る2回の休息時間はいずれも1時間を下回らないものとする。ただし、船長にあつては、この限りではない。(※)
5. 4の限度を遵守させるための措置
 - ・必要な乗組員を確保する。
 - ・労働時間管理人を指名し、労働時間を適切に管理させる。
 - ・船内記録簿をもとに適切に休息を与えるよう作業分担を見直す。
6. 協定書の有効期限
 - ・成立の日から3年とする。

協定の成立年月日 平成25年 3月 1日

使用者：株式会社 国土船舶
代表取締役 海事 次郎 取締役

船員代表者：〇〇組合 □□支部長 船員 次郎 船長印

(※) 常時当直に入る船長については、他の海員と同じく休息時間の分割回数制限されますので、下線部の扱いとすることができません。

(記載例：旅客船（離島航路等の特例船）の場合)

休息時間の分割（回数増加）に関する労使協定書

使用者：株式会社 国土船舶 と船員代表者：〇〇組合 は、
船員法第65条の3の休息時間の分割に関し、次のとおり協定する。

1. 特別な方法により休息時間を分割する必要がある具体的事由
 - ・入出港が頻繁に繰り返される定期的に短距離の航路に就航するため
2. 対象となる船員の職務及び員数
国土丸（旅客船、総トン数 499G/T）
 - ・船長 1名
 - ・機関長 1名
 - ・甲板部職員 2名
 - ・機関部職員 1名
3. 作業の種類
 - ・航海当直作業、入出港作業、荷役作業、保守整備作業等通常の運航作業
 - ・船長にあつては、上記のほか船舶の運航管理及び船員の労務管理に関する業務
4. 特別な方法により休息時間を分割することができる期間の限度及び1日についての分割の回数の上限
 - ・期間は、協定書の有効期間とする。
 - ・1日について10時間の休息時間を確保するとともに、当該時間について〇回を上限として分割する。(別添勤務表参照)
5. 4の限度を遵守させるための措置
 - ・必要な乗組員を確保する。
 - ・労働時間管理人を指名し、労働時間を適切に管理させる。
 - ・配乗ローテーション表に基づき適切に休息・休日を付与する。
6. 協定書の有効期限
 - ・成立の日から3年とする。

協定の成立年月日 平成25年 3月 1日

使用者：株式会社 国土船舶
代表取締役 海事 次郎 取締役

船員代表者：〇〇組合 □□支部長 船員 次郎 船長印

国土船舶代表

〇〇支部長印

(記載例：タグボート等の場合)

休息時間の分割（回数増加）に関する労使協定書

使用者： 有限会社 交通船舶 と船員代表者： 〇〇組合 は、
船員法第65条の3の休息時間の分割に関し、次のとおり協定する。

1. 特別な方法により休息時間を分割する必要がある具体的事由
 - ・ 出入港する船舶の要請に応じて稼働するため
2. 対象となる船員の職務及び員数
交通丸（タグボート、総トン数 199G/T）
 - ・ 船長 1名
 - ・ 機関長 1名
 - ・ 甲板部職員 1名
 - ・ 機関部職員 1名
3. 作業の種類
 - ・ 航海当直作業、入出港作業、荷役作業、保守整備作業等通常の運航作業
 - ・ 船長にあつては、上記のほか船舶の運航管理及び船員の労務管理に関する業務
4. 特別な方法により休息時間を分割することができる期間の限度及び1日についての分割の回数の上限
 - ・ 期間は、協定書の有効期間とする。
 - ・ 1日について10時間の休息時間を確保するとともに、当該時間について〇回を上限として分割する。（別添勤務表参照）
5. 4の限度を遵守させるための措置
 - ・ 必要な乗組員を確保する。
 - ・ 労働時間管理人を指名し、労働時間を適切に管理させる。
 - ・ 配乗ローテーション表に基づき適切に休息・休日を付与する。
6. 協定書の有効期限
 - ・ 成立の日から3年とする。

協定の成立年月日 平成25年 3月 1日

使用者： 有限会社 交通船舶 交通船舶代表
代表取締役 海事 三郎 取締役

船員代表者： 〇〇組合 ××支部長 船員 三郎 ××支部長印

(記載例：貨物船又は旅客船の場合)

休息時間の分割（最長時間短縮）に関する労使協定書

使用者： _____ と船員代表者： _____ は、
船員法第65条の3の休息時間の分割に関し、次のとおり協定する。

1. 特別な方法により休息時間を分割する必要がある具体的事由
 - ・ 狭水道通過時等に航海当直員数を増加するため
 - ・ 当直に合わせて食事の提供を行うため
2. 対象となる船員の職務及び員数
国土丸（一般貨物船、総トン数 699G/T）
 - ・ 船長 1名
 - ・ 事務部部員 1名
3. 作業の種類
 - ・ 船長にあつては、航海当直作業、入出港作業、船舶の運航管理及び船員の労務管理に関する業務
 - ・ 事務部の海員にあつては、食事の提供等事務作業等
4. 特別な方法により休息時間を分割することができる期間の限度及び1日について2回に分割した場合におけるいずれか長い方の休息時間の時間数の下限
 - ・ 期間は、協定書の有効期間とする。
 - ・ 1日について10時間以上の休息時間を確保するとともに、長い方の休息時間は少なくとも5時間とする。
5. 4の限度を遵守させるための措置
 - ・ 必要な乗組員を確保する。
 - ・ 労働時間管理人を指名し、労働時間を適切に管理させる。
 - ・ 船内記録簿をもとに適切に休息を与えるよう作業分担を見直す。
6. 協定書の有効期限
 - ・ 成立の日から3年とする。

協定の成立年月日 平成25年 3月 1日

使用者： 株式会社 国土船舶 国土船舶代表
代表取締役 海事 次郎 取締役

船員代表者： 〇〇組合 □□支部長 船員 次郎 □□支部長印